

良心的兵役拒否における良心の問題

—合衆国における兵役拒否ケースをめぐって—

滝 沢 信 彦

目 次

はじめに——兵役免除法制の問題点

一 合衆国の兵役免除法制における「宗教的」要件

- 1 合衆国における兵役免除法制の沿革
- 2 連邦上訴裁判所における「宗教的」要件の解釈

二 スィーガー判決における「宗教的」要件の解釈

- 1 スィーガー判決の争点—宗教とは何か
- 2 スィーガー判決の特徴—倫理的確信による兵役拒否の消極的容認

三 ウェルシュ判決における「宗教的」要件の解釈

- 1 ウェルシュ判決の争点—無神論者は兵役を免除されうるか
- 2 ウェルシュ判決の特徴—倫理的確信による兵役拒否の積極的容認

む す び——兵役拒否ケースにおける良心の自由

はじめに——兵役免除法制の問題点

(1) 人が兵役を拒否する理由は、国家が兵役拒否を容認するばあいの条件として個人に要求する理由とは異なって、多様である。

「おれたちを戦争へ引きずり込むのはいつも大人。倒れるのはいつも若者。だが、おれたちはもういかない⁽¹⁾」と歌うヴェトナム戦争に直面したアメリカ

の若者たち。そこには愛する者との離別の苦痛、現在営みつつある生活への執着、家族への配慮、軍隊や戦闘に参加することの嫌悪や恐怖、戦死がむだ死にだという意識など、いわば私的なものがあるであろう。また、こうした心情、感覚を基盤としているものでもあろうが、自分の生命、自由、生活、人生などを国家の強制によって奪われ踏みにじられることの拒否という、いわば個人主義的、自由主義的な人権意識よりする兵役拒否⁽⁹⁾といえるものもあろう。また政治的考察⁽⁹⁾や社会科学的判断⁽⁴⁾に基づく確信、平和主義的確信⁽⁶⁾、人道主義的確信、哲学的確信⁽⁶⁾、道徳的・倫理的確信⁽⁷⁾、および宗教的信念等に従って兵役を拒否するばあいがある。宗教的信念によるものとしては、武器の使用は絶対の悪と確信する絶対非暴力の立場⁽⁶⁾や、背神の世俗国家権力の俗事たる戦争には（神の国の民なるがゆえに）いっさい関与しえないとの絶対中立・非協力の（代替役務も拒否する）立場⁽⁹⁾、また、当面する戦争の正当性が宗教的良心の否定するところであるときには戦争参加を拒否しようとする立場⁽¹⁰⁾などがある。

(2) 兵役拒否の動機または理由は、このように多様でありうるし、事実多様なものとなってきている。にもかかわらず、現在、良心的兵役拒否を法制度によって認めている約20カ国のうち、アメリカをはじめとする多数諸国が法の明文で「宗教的」確信⁽¹¹⁾に基づく拒否を認めているのであって、「道徳的」理由⁽¹²⁾による軍務拒否を認めるのはベルギーだけであり、「哲学的」確信による軍務拒否を認めるのはフランスとベルギーだけである。また西ドイツをはじめとする少数諸国では、「良心的」理由による拒否を認める、とだけ定めている⁽¹³⁾。西ドイツ連邦行政裁判所によれば、憲法と法律との認める兵役拒否⁽¹⁴⁾は、もしも兵役を強制すれば、その倫理的人格を傷つけ、破壊してしまうほどに真剣な倫理的決定と認められる良心的決定に基づくものであることが要求される⁽¹⁵⁾。同連邦憲法裁判所によれば、容認される兵役拒否は「戦争での殺人そのもの」の拒否だけである⁽¹⁶⁾。

このように兵役拒否を認める国の大部分が宗教的理由または少なくとも倫理的、道徳的理由に基づくばあいに限定して兵役拒否を認めている⁽¹⁷⁾。兵役拒否

良心的兵役拒否における良心の問題

の歴史は、主として「宗教的」信念によって良心が拘束されて拒否する、いわゆる「良心的」兵役拒否の歴史であるといつてよく、またそれはキリスト教の歴史とともに古い。ところが19世紀以降、非宗教的な確信、たとえば政治的、自由主義的、人道主義的、哲学的、倫理・道徳的な反戦の立場が、良心的兵役拒否を動機づけるものとして主張されるようになってきた。これらの兵役拒否者にも伝統的な実定法上の良心的兵役拒否の特権を与えるべきかどうかということが各国の立法政策上または裁判上の争点となっている。

(8) 兵役拒否を認める国々のなかで、それを最も早く法制化し、当該法制の変遷が最も著しく、当該事件に関する判例が最も豊富なのはアメリカ合衆国であるが、それは、英仏戦争、独立戦争、南北戦争、そして特に第一、第二次世界大戦、朝鮮戦争、ヴェトナム戦争等20世紀の戦争史をアメリカの若者たちがその血をもってつづってきたという事実と表裏一体の関係にあり、このことはまた、宗教的自由とキリスト教とのための新世界という旗じるしの下に、ディモクラシーと資本主義との実験場としての道を歩んできたアメリカの種々の内部矛盾の一つのあらわれでもあろう。

本稿では、アメリカにおける兵役免除法制の変遷と判例の動向とに焦点をしばり、兵役拒否の理由として、伝統的な宗教的信念と並んで倫理的、道徳的確信が容認されるに至ったプロセスとその論理とをさぐりつつ、良心的兵役拒否ケースにおける良心の自由の保障の問題に目を向けてみようと思う。

- 1 「毎日新聞」、1970年5月12日、特派員報告。
- 2 アーヴァー対合衆国事件 *Arver v. U.S.*, 245 U.S. 366 (1918) におけるアーヴァーの主張はこの種のものである。彼が「強制的兵役義務は、自由主義的政府と個人の自由とに関するあらゆる重要な憲法上の保障と矛盾する」と主張したのに対し、連邦最高裁判所は、兵役義務は市民の高貴な義務であり、兵役の強制は正しい意味における政府の責務に属する、とし、強制的兵役義務の要求が改正第13条の「意に反する苦役」を課することにはならない、としてアーヴァーの主張を退けた。
- 3 政治的判断に基づく兵役拒否は、多くのばあい特定の戦争への参加拒否という形であらわれ、すべての戦争への参加拒否でないということで、通常容認されない。
- 4 この種の典型的なものとしては、帝国主義戦争論に基づくものが考えられる。
- 5 代表的事例としては、合衆国対シュヴィンマー事件 *U.S. v. Schwimmer*, 279 U.

第 2 号

- S. 644 (1929) がある。この事件及び判決については、滝沢信彦、戦争における国家と個人（早大大学院「政研論叢」創刊号）41頁以下参照。
- 6 フランスとベルギーとが、哲学的確信に基づく兵役拒否を法の明文で認めている。
 - 7 道徳的確信に基づく兵役拒否を法に明規している国はベルギー、当該法制の運用上認める国はイギリス、判例で認める国はアメリカ (*U.S.v. Seeger*, 380 U.S. 163: 1965. *Welsh v. U.S.* 398 U.S. 333 :1970) である。
 - 8 クェーカー、メノナイト等、歴史的平和主義教会の立場がこれである。
 - 9 エホバの証者 *Jehovah's Witnesses* の立場がこれである。この教派の反戦主義とそのメンバーの兵役拒否ケースについては、滝沢信彦、戦争における国家と個人（早大大学院「政研論叢」創刊号）47頁以下参照。
 - 10 カルヴァン派の改革派や長老派は、当面する戦争が、もしそれに参加するならば神に対して罪を犯すことになることと確信するほどにまで、不当なもの判断せざるをえないばあいには兵役を拒否しうる、との立場をとる。かような特定の戦争への参加拒否はアメリカにおいても西ドイツにおいても容認されない。
 - 11 宗教上の理由のほか、良心的理由（イスラエル）、哲学的理由（フランス）、哲学的理由と道徳的理由（ベルギー）をも同時に容認している国々がある。
 - 12 注7を参照。
 - 13 西ドイツのほか、オランダ、デンマーク、スウェーデン、オーストラリア等に見られる。
 - 14 西ドイツ、ボン基本法4条3項、防衛義務法 *Wehrpflichtgesetz* (1956) 25条1項に規定されている。
 - 15 *BVewGE v.3.10.1958* (VIIC 235/57) DVB1. 1959,s.588ff.
 - 16 *BVerfGE v.20.12.1960* (1BvL 21/60), JZ 1961,s.491ff.
 - 17 「兵役」拒否、「兵役」免除というばあい、厳密には、「軍務」、「戦闘勤務」もしくは「武器をもってする軍務」の拒否ないし免除のことである。何らか法定の代替役務につくことが要求される。代替義務をも拒否する者、たとえばエホバの証者らは犯罪者として訴追される。

1 合衆国の兵役免除法制における「宗教的」要件

1 合衆国における兵役免除法制の沿革

(1) アメリカ合衆国における兵役免除法制の歴史は古く、植民地時代にまでさかのぼる。1756年、英仏戦争のさい、クェーカーの支配的なペンシルヴェニアでは、軍隊の編成を認める条件として、クェーカー、メノナイト等主として

良心的兵役拒否における良心の問題

歴史的平和主義教会に属して、武器をとることを良心的に拒否する者で、一定の代替役務に従事する者は、処罰されないとの条項が規定された。マサチューセッツやロード・アイランドでも類似の規定が設けられていた。独立戦争にさいして、これらの植民地では、おもに歴史的平和主義教会に属する者に限り、一定の代償金の支払いもしくは代人の差し出しを条件として兵役が免除された。合衆国独立後、連邦議会では、宗教的自由を保障する条項を含む改正第一条審議のさい、兵役免除に関する条項を憲法に規定してはどうか、との提案がなされたが、結局、各州の立法に委ねることが適当であるとされた。

南北戦争にさいし、1863年に、北部連邦法は、代償金を兵役免除条件と定め、著しい不評を買い、1864年には、武器をとることを禁止する教義をもつ教派に属する者で武器をとることを良心に従って拒否するものであること、を宣誓または誓約のかたちで宣言しかつこの宣言と矛盾する行為がみられないという十分な証明をなしうる者には、代替役務もしくは代償金支払いを条件として兵役を免除した。他方、1863年に南部の連合法は、クェーカー、メノナイトなどおもに歴史的平和主義教会に属する者に代人の差し出しもしくは代償金支払いを条件に免除した⁽¹⁾。

1916年に、第1次世界大戦にさいして、国防法が制定され、「宗教的信念のゆえに兵役免除を要求する者」は、大統領の定める規則により、戦闘勤務が免除されるとの条項が設けられた。1917年の選抜兵役法 Selective Service Act には「いかなるかたちにおいても戦争に参加することをその所属員に禁止する信条ないし教義を有すると一般に認められている教派に属する者で、その信条ないし教義に従って戦争を否定しもしくは戦争参加を拒否するのをその宗教的信念としている者」は軍務を免除されるとの規定が設けられた。この制度の下では、クェーカー、メノナイト、ブレズレンなど公認の伝統ある平和主義教会のメンバーで、しかもその宗教上の信念が当該教派の反戦的教義と合致すると認められた者に限られ、さもなければ正式に牧師となるか神学生となるほかに兵役を免除される道はなかった。

(2) 1940年の選抜教練兵役法 Selective Training and Service Act では、

「宗教的な修養と信念とにより、いかなるかたちにおいても戦争に参加することを良心に基づいて拒否する者」は、大統領の指定する「非戦闘的な」《non-combatant》教練および軍務に、これを拒否する者は、文官の指導の下に国家の重要性を有する代替役務に就くことが認められた。従来の兵役免除条項が、その適用を、おもにクェーカー、メソナイト、プレズレンなどいわゆる歴史的平和主義教会のメンバーに限定していたのに対し、他の諸教派は、教派のいかんを問わず宗教的良心に基づく兵役拒否者が免除の対象とされるべきであるとして、修正を要求した。連邦議会も、人が、組織化した教会に属さずとも宗教的人格を形成しようとす同様に、平和主義的でない宗教信仰者も、宗教書を通して（特に歴史的平和主義教会に属さずとも）平和主義的立場をとるに至る可能性があることを認識するようになった⁽⁴⁾。

1948年の一般軍事教練兵役法⁽⁵⁾ Universal Military Training and Service Act は、良心的兵役拒否者に、その軍務を免除する要件として、「宗教的な修養と信念を理由として」《by reason of religious training and belief》いかなるかたちにおいても戦争に参加することに良心的に反対しているものであるとのことを示すよう要求し、かつ次のように「宗教的な修養と信念」を定義している。

「この文脈において、『宗教的な修養と信念』とは、いかなる人間関係から生ずる義務にも優越する義務を含む、至高の存在との関係を有する個人の信念《an individual's belief in a relation to a Supreme Being》を意味する。しかしこれは本質的に政治的、社会学的もしくは哲学的な見解あるいは単なる個人的な道徳律を含むものではない。」

この定義条項の付加は1940年の選抜教練兵役法の兵役免除条項のなかの「宗教的な修養と信念」という要件について、相異なれる連邦上訴裁判所のあいだに解釈上の相違（おもに「宗教」の内容規定をめぐって）の生じたことが一つの契機となっていると考えられる。

しかし、この定義は、一見より明確に「宗教的」なワクづけをしたもののようにみえるが、「至高の存在」という言葉を用いたことによって、そのワクづ

良心的兵役拒否における良心の問題

けがむしろあいまいなものにされる余地が残されたともいえよう。

1952年のマッカラン＝ウォルター移民・帰化法 McCarran-Walter Immigration and Naturalization Act においても、至高の存在を認める者にだけ良心的兵役拒否者としての地位を与える、とする「至高存在」条項が連邦議会によって付け加えられた⁽⁴⁾。R. E. クッシュマンは、それゆえにこの法律は、非宗教的兵役拒否者 nonreligious objectors に市民権を与えるものではなかった、としている⁽⁵⁾。しかし、のちに考察するように、厳密には「宗教的」と「非宗教的」の境界線をどこに引くかは容易に決しがたい問題なのである。

(3) ちなみに、合衆国の州憲法における兵役免除規定をみれば、現在19州の憲法で、武器をとることに對し宗教的良心の苦痛もしくは良心的な苦痛を感じずる者には、平時においては、代償を支払うならば、州兵役の義務が強制的に課せられることはない、としている。なおそのなかで、メイン州憲法ではクエーカー派ならびにシュエーカー派に属する者、伝道者、及び州最高裁判所判事などに、ノースカロライナ州憲法では「宗教的な良心の苦痛」 religious scruples のゆえに武器をとることを拒否する者に、ノースダコタとオレゴンの州憲法では「宗教上の教義もしくは良心的苦痛」 religious tenets or conscientious scruples から武器をとることを拒否する者に、ミシガンとカンサスの州憲法では、いかなる宗派に属する者であれ「良心的苦痛」 conscientious scruples のゆえに武器をとることのできないすべての市民に、兵役が免除されると規定している。このように、きわめて限られた宗教者だけに免除を認める州憲法から、その兵役拒否が必ずしも「宗教的」な良心に基づくものでなくても、単に「良心的」な苦痛を理由とするだけで兵役が免除されうるとしている州憲法にいたるまでさまざまである⁽⁶⁾。

2 連邦上訴裁判所における「宗教的」要件の解釈

(1) 1940年の選抜教練兵役法は、「宗教的な修養と信念」に基づいて戦争参加を良心的に拒否する者には「戦闘的な」教練並びに軍務を免除する、と規定していた。この「宗教的」信念とは何かをめぐって、1943年以来の連邦巡回上訴裁判所⁽⁷⁾の判例は広狭二様の解釈にわかれた。

第 2 号

1943年に連邦第二巡回上訴裁判所で判決されたコートン事件⁶⁾は、1940年の兵役法の兵役免除条項の適用にさいして「宗教的」な信念もしくは意識とはなにか、という問題を提起した。コートンは無神論者ないし不可知論者であったが、戦争は悪を正し国を守る手段として役立ちうるものではないと考えていた。裁判所は、コートンの拒否が「宗教的な修養と信念」に基づくのではなく、「哲学的、政治的」な確信に基づくものにすぎない、と判定した。裁判所の見解によれば、「宗教的な修養と信念」とは「やむにやまれない良心の声」であって、そうしたものを宗教的衝動と判断せざるをえない。そうした信念は、自らの信条に背くよりは、殉教を絶対的に選ぶ良心である。個人が、その隣人と宇宙とにかかわりをもつ手段としては理性だけでは十分でないとの意識から宗教的信念が生ずる。これは、最も原始的な社会においてであろうと、最も文化的な社会においてであろうとも人間に共通の意識である。

このような解釈は、その後、当該裁判所で扱われた同種の事件の判決のさいに先例として従われることになる。

1943年のフィリップス事件⁷⁾で、連邦第二巡回上訴裁判所は、フィリップスが「殺人もしくは直接、間接の殺人の手助け」をけっして行なおうとはしないし、そうした観点から戦争は倫理的に悪でありいかなる戦争に対してもそうした価値判断をせざるをえない、と主張したことから、彼を、コートン判決で定義された意味における「宗教的な修養と信念」に基づく良心的兵役拒否者と認められた。

1944年のブランドン事件⁸⁾においても、連邦第二巡回上訴裁判所は、コートン判決における広い宗教解釈に従った。ブランドンは、「言葉の広い意味における宗教」を、すなわち「神的なるものをこえたある特別なもの」を信ずるが「神もしくはいかなる神的な力」をも信じない、とする者であったが、「戦争は道徳的に悪であり、かつ人間が兄弟どうしであるということを否定するものだ」と確信するがゆえに戦争と軍務とに反対する者であった。彼も良心的兵役拒否者と認められた。

1944年のリール事件においてもまた、連邦第二巡回上訴裁判所は、コートン

良心的兵役拒否における良心の問題

判決の「宗教」解釈に従った。リールは、神もしくは超自然的な力に対するなんらかの良心的義務に基づいてではないが、「戦争行為もしくはその他人命を損わんとするいかなる活動にも直接、間接に加わることは悪である」と確信して戦争に反対する者であったが、彼も良心的兵役拒否者と認められた。

(2) ところが、連邦第九巡回上訴裁判所は、1946年のバーマン事件⁶⁰で、コートン判決における「宗教的な修養と信念」の解釈を粗雑な見解であるとして、先例としてこの解釈に従うことをしなかった。バーマンは、人類一般の生活の向上を願う立場から戦争に関しても社会主義的な見解をとり、戦争は資本家のためであるとし、人類のために、かつ同志たる市民に対する深い誠実から、戦争に反対し、戦争への努力とかかわりを持ついかなる活動にも参加することを拒否する者であった。

当該裁判所は、「宗教的な修養と信念」という表現は「良心的、社会的な信念もしくは高い道徳主義の哲学に対する誠実な献身」に基づくものに対し、「現世的なるものをこえた権威に対する個人の責任を意味する信念」に基づくものを明確に区別するために法文化されたものであるとする。当該裁判所はさらに、マキントッシュ事件⁶¹における首席裁判官ヒューズ C. E. Hughes の反対意見のなかから宗教の定義を引用し「宗教の本質はいかなる人間関係より生ずる義務にも優越する義務を含む、神との関係を有する信念である」から、神の概念の欠落するバーマンの哲学と道徳と社会政策とを宗教の範疇に入れることはできず、その兵役拒否は「宗教的な修養と信念」に基づくものではなく、したがって、良心的兵役拒否者とは認められない、とした。

(3) このような判例上の対立を解決すべく、1948年に連邦議会は、「宗教的な修養と信念」とは「いかなる人間関係より生ずる義務にも優越する義務を含む至高の存在との関係を有する信念であるが、本質的に政治的、社会学的もしくは哲学的な見解もしくは単なる個人的な道徳律を含むものではない」との解釈条項を一般軍事教練兵役法に付け加えた。

R. E. クッシュマンは、この定義が、1940年の選抜教練兵役法のもとで認容されていた良心的兵役拒否者の範囲を実質的には狭く限定することになった⁶²、

とし、W.O.ダグラスも、この定義によって、宗教的信念の有無の判定にやや狭い限定がつけられた¹⁰⁾、としている。たしかに、この定義によって、連邦議会は、「宗教的な修養と信念」という要件を、とくに「宗教的」なワク内に明確に限定しようとしたものであり、しかも前半の文言は、マキントッシュ事件における首席裁判官 ヒューズの反対意見のなかの宗教の定義を（神 god を至高の存在 a Supreme Being と修正して）援用したものであって、連邦第九巡回上訴裁判所のバーマン判決（ここでも、ヒューズの宗教の定義が引用された）に沿ったものと考えられよう。

- 1 第一次世界大戦までの兵役免除法制に関しては、次の文献によった。 Wright, *Conscientious Objectors in the Civil War* (1961), pp.39, 82. M.R. Konvitz, *Bill of Rights Reader*, p.191. 内田晋, 米国における良心的兵役拒否 (国立国会図書館調査立法考査局, 「レファレンス」第64号)。
- 2 M.R. Konvitz, *Religious Liberty and Conscience* (1968), p.90.
- 3 50 U.S. Code, Appendix Section 456 (j).
- 4 第一次世界大戦以後の兵役免除法制に関しては、次の文献によった。 Wright, *Conscientious Objectors in the Civil War* (1961), pp.224, 229, 233. M. R. Konvitz, *Bill of Rights Reader*, pp.191~193. M.R. Konvitz, *Religious Liberty and Conscience*, pp.90~91. R. E. Cushman, *Civil Liberties in the United States* (1956), pp.94~97. W.O. Douglas, *The Right of the People* (1958). 奥平康弘訳, 基本的人権, 142頁。
- 5 R.E. Cushman, *Op. Cit.*, p.95.
- 6 小倉庫次, アメリカ合衆国州憲法の研究, 206~208頁。
- 7 連邦第二審裁判所は, 1948年8月までは, United States Circuit Court of Appeals と称した。現在は United States Court of Appeals.
- 8 *United States v. Kauten*, 133F. 2d 703.
- 9 *United States ex rel. Phillips v. Donner*, 135F. 2d 521.
- 10 *United States ex rel Brandon v. Donner*, 139F. 2d 761.
- 11 *Berman v. United States*, 156F. 2d 377.
- 12 *United States v. Macintosh*, 283 U.S. 605 : 1931.
- 13 R.E. Cushman, *Op. Cit.*, p.97.
- 14 W.O. Douglas, *Op. Cit.* 奥平訳, 前掲, 142頁。

2 スィーガー判決における「宗教的」要件の解釈

1 スィーガー判決の争点——宗教とは何か

1965年に合衆国連邦最高裁判所で判決された合衆国対スィーガー事件⁽⁴⁾は、1948年の一般軍事教練兵役法の兵役免除条項にかかわりをもっていた。当該条項のなかに、兵役免除のための要件としての「宗教的な修養と信念」に関する定義規定が加えられたが、これは、マキントッシュ事件における首席裁判官ヒューズの反対意見のなかの「宗教の本質はいかなる人間関係から生ずる義務にも優越する義務を含む神 God との関係性を有する信念である」との定義を援用したものである。しかし連邦議会は、ヒューズの用いた文言に一つの重大な変更を加えている。すなわちそれは「神」God を「至高の存在」a Supreme Being としている点である。連邦議会は、「至高の存在」という言葉を用いることによってなにを意図しているのだろうか。

スィーガー事件は、このような問題を連邦最高裁判所に持ち込んだのであるが、このことは、当該裁判所がこれまでに提起されたもののなかで最も深刻な矛盾をはらんだ問題に直面せざるをえなくなったことを意味する⁽⁵⁾。以下、クラーク判事 T. C. Clark の代表意見に従って争点を検討してみよう。

(1) この事件には、下級裁判所において良心的兵役拒否者としての地位を否認されてきた三名の人物が当事者として関与している。

D. A. スィーガーは、「至高の存在」に対する自己の信念に関して問題点を明らかにしておきたいとして、神の存在についての彼自身の懐疑や不信仰を認めながらも、「それ自身のために追求されるべき善や徳に対する信念 belief と献身、並びに純粋に倫理的な信条 creed に対する宗教的な信仰 faith」を有していると明言した。彼は、この「宗教的信念」religious belief のゆえに、いかなるかたちの戦争参加にも良心的に反対している、と主張した。彼は、「神を信じないでも」知的・道徳的完成の域に達しうる、との彼の倫理的信念 ethical belief を確証するためにプラトン、アリストテレス、スピノザを引用している。

スィーガーと並ぶ第二の当事者 A. S. ジェイコブソンは、彼自身の宗教的・社会的なものの考え方が瞑想と思索とによって発展したものであると説明した。彼は、宗教を「人間存在にかかわる基本的な諸問題に対する、人の根本的な態度の総括並びにエッセンス」とであると定義した。そして彼は「宇宙の存在という事実の究極の原因」である「神的なもの」 Godness を信じている。彼によれば、人は水平的にすなわち人類ならびに世界を通じて、もしくは垂直的にこの「神的なもの」にかかわりを持つことができるのであり、彼自身この「神的なもの」を受け入れているのである。さらに、彼は、「至高の存在」 a Supreme Being を、人間存在に関し究極的な責任を負うものであるという意味での人間の創造者、もしくは人間存在の原因たる至高の存在 the Supreme Reality として承認し、その存在を信じていた。そして、人は一面において精神的存在であり、したがって「一面においてこの至高の存在に類似している」ものであるという結論に達した。したがって人はいかなる目的の手段としてであろうとも、他人の生命を犠牲に供してはならない、と確信していた。

スィーガーとならぶ第三の当事者、F. B. ピーターは、いかなる宗派もしくは宗教的組織にも属していない。彼は、宗教とは「人の生活をその諸要求との調和において秩序づけることにより、人に助力を与える、事実上明白に存在するなんらかの^{パワー}力があるとの意識である。……それは人間性の至高の表象であり、最高度における人間の思考であり、最も深い人間の感受性であり、そして人の最善の生活である」とするホームズ John Haynes Holmes の宗教に関する定義を自分の宗教の定義としていた。これに基づいて、彼は、人の生命を奪うことは自分の道徳律を犯すことである、との信念をいっていており、この信念に従うことが国家に対する義務のために妨げられてはならない、と確信していた。「至高の存在」を信じているかどうかについて、ピーターは「人は私のこうした信念を至高の存在 a Supreme Being もしくは神 God に対する信念と呼ぶこともできよう。これらの名称はたまたま私が用いている言葉ではないというにすぎない」と述べている。

良心的兵役拒否における良心の問題

三名の当事者は、このように、いずれも無神論者であると主張する者ではなかった。しかしながらまた、連邦最高裁判所の見解によれば、彼らは、一神教もしくは他のいかなるものであれ、正統信仰らしきものを告白する者でもなかった。

(2) 一般軍事教練兵役法 456 条 j 項は、兵役免除要件もしくは良心的兵役拒否理由としての「宗教的な修養と信念」とは、「いかなる人間関係より生ずる義務にも優越する義務を含む至高の存在との関係を有する個人の信念」であって、「本質的に政治的、社会学的、哲学的な見解や単なる個人的な道徳律を含むものではない」と規定している。スィーガーら三名の反戦・平和主義または兵役拒否が、このように規定された「宗教的」信念に基づいているものであるかどうかは容易に判定しがたい問題である。この点について、連邦最高裁判所は次のように判示している。

「456 条 j 項で用いられている『至高の存在』という言葉が^{オードックス}正統的な神を意味するのか、それとも、それに他のあらゆるものが従属し、もしくは他のすべてが究極的にはそれに依存しているところのある力ないし存在、あるいは信仰といった、より広い概念を意味するのか、という点に問題がしぼられる」(傍点は引用者)。

すでに指摘したように、一般軍事教練兵役法 456 条 j 項の宗教的信念にかかわる定義規定の主要部分は、マキントッシュ事件における首席裁判官ヒューズの反対意見のなかの宗教の本質に関する定義を援用したものであるが、彼がそこで用いている「神」God は、キリスト教に伝統的な人格神を意味するものと考えられる。ヒューズはこの定義にひきつづいて、デイヴィス対ピースン事件⁽⁶⁾におけるフィールド判事 S. J. Field の次のような見解を引用している。

「宗教という言葉は、人がその創造者に対する自己の関係について有する見解にかかわるものである。それはまた、創造者の存在とその性格とに対する尊崇の、ならびに創造者の意志に対する服従の（自己と創造者との関係から生ずる）義務にかかわりを持つものである⁽⁶⁾」。

それでは、連邦議会は、「至高の存在」という言葉を用いることによって何を意図し、何を表現しようとしたのであろうか。

クラーク判事は、多数意見を代表して、まずアメリカ社会が宗教的信念においていかに多元的になってきているかを指摘している。合衆国には、250以上の宗派があり、かりに歴史的平和主義教会のみを例にとってみても、フレンド Friends の名称を用いる教派は四つにわかれ、一般にプレズレン Brethren と呼ばれる教派も四つにわかれ、そしてメノナイト教団 Mennonite bodies はそれに属する一七の教派にわかれている。

また、クラーク判事によれば、連邦議会が伝統的な意味での神を信ずる人々にのみそれを役立たせるために、宗教的信念という概念を限定的に規定しようとしていた、と考えられるような形跡はない。むしろ、連邦議会は、立法にさいし、問題の重大性を認識しかつ相異なる宗教的信仰のなかで取捨選択することになるのを避けようとして、ヒューズの宗教に関する定義を援用するさい、その定義のワクを拡張する意図で、「神」God を「至高の存在」a Supreme Being と書き替えたのである。

(3) こうした解釈の妥当性を根拠づけるために、クラーク判事は、現代の神学者の思想に言及している。たとえば、英国国教会の監督ロビンソン John A.T. Robinson の *Honest to God* という著書のなかから次のように引用している。

「我々はだれしも『外在する』神、すなわちその手になる世界の上にそしてそのかなたに存在する神に関する、また我々が祈りをそれに向け、かつ死んで後行くべきところなる神に関する何らかの心像をもって生きているのである。宇宙の三部分觀の崩壊が我々に力を与えるよりもむしろ精神的混迷を与えるものとなりつつあるがゆえに、十分に我々の要求を満たしてきた『外在する』神という全き概念にまで我々が到達しつつあるということが、そのことを示しているのである。」

またクラーク判事の指摘するところによれば、パウル・ティリッヒ Paul Tillich は、神を「外に存在する」もしくは大空のかなたに存在する主觀の投

良心的兵役拒否における良心の問題

影としてではなく、我々人間存在そのものの根底として認めている。当該裁判所は、ティリッヒの *Systematic Theology* より次のように引用している。

「私は、一神論の神の上に位する神について書いてきた。そこでは、宗教的な言葉と神学的な言葉とで示される神はともに消えうせる。しかしながら、そこになにもものかが残る。すなわちそれは、無意味性のなかに存在する意味が肯定される契機となる疑惑の真剣さである。無意味性のなかの意味の、また疑惑のなかの確かさのかような肯定の源泉は、伝統的な一神論の神ではなく、『(一神論の) 神の上に位する神』である。この神は、その名をさえ知らぬ人々を通して働いている实在の力であり、それには神という名称さえもない」。

このように、裁判所は、人格神から遊離した「神」概念を確認し、さらにまた、倫理教育運動の指導者である D.S.マッツィー David Saville Muzzey の *Ethics As a Religion* から次のように引用している。

「人が、その实在を証明できず、また実在しないことをも証明できないような人格神を仮定するのは異なって、倫理学上の神概念は人間の経験に基礎をおいているのである。それは人間中心であって神中心ではない。宗教は、確かに、それに与えられてきたさまざまな定義にもかかわらず、人のいだきうる最も高い理想に対するその献身を意味するものであろう。そしてその理想とは、一つの精神的共同体であって、その中において人は自らの内に明白に潜在している道徳的な能力が、同じ人間同士の内存在する最善のものを養い育てようとする(その共同体のなかでの) 相互的な努力によって、引き出されるに至るのである。究極の实在が何であるかは我々の知るところではない。しかし人の内に道徳的な目的を注ぎ込むところの力として人間世界にあらわれている信仰を我々はもっているのである。

かくして我々が愛するところの「神」は、大いなる輝ける聖座にある姿かたちのあるものではなく、信仰によって心に描かれ、たとえそれが人間的な要素を有するものであるとしても、『正義の知識とそれへの愛とその実践』への前進の歩みをはばむ悪しき諸要素が洗い清められた完全なる原型なのである。」

M. R. コンヴィッツの指摘するように、このような表現はショメットやコ

ントが人類教 the Religion of Humanity について書いたとき彼らが用いたものと本質的に異なるところがない。彼らにとって、またマツティーにとっても、彼らの信念が宗教的信念を構成するものとされるか、それとも道德律を構成するものとされるかは大した問題ではなかった。ある意味では、たとえばマシュー・アーノルドの有力な思想にみられるように、道德が宗教となり、宗教が道德となるのである。しかしこのことは十分に確立された若干の宗教に関しても言われうることである。旧約の預言者ミカが、

「主があなたに求められることは、ただ公義を行ない、いつくしみを愛し、へりくだってあなたの神と共に歩むことではないか。」(ミカ書 6-8)

と述べ、またイザヤが、

「このようなものは、わたしの選ぶ断食であろうか。人がその靈魂を苦しめる日であろうか。……邪悪のなわめをとき、重荷を取り除き、しえたげられている者を解き放ち、すべてのくびきを折ることが、まさに私の選ぶ断食ではないのか。」(イザヤ書 58-5~6)

と述べたとき、彼らはどこまでが宗教でどこからが道德かを言い表わすことができたであろうか。事実、聖書のヘブライ語には宗教ということばがないのである⁽⁵⁾。

(4) 連邦最高裁判所によれば、兵役免除の要件とされるものは結局、「宗教的な修養と信念に基づく確信」に尽きるのであり、この「確信」には、

「それに他のあらゆるものが従属し、もしくは他のすべてが究極的にはそれに依存している力 power もしくは存在 being あるいは信仰 faith に基づくあらゆる誠実な宗教的信念が含まれうる。

そうした確信を有するかどうかの判断基準は次のような言葉で述べられよう。すなわちそれは、法律上に定義された兵役免除の資格を有することの明らかな人々の内面においてその信ずる神が占めていると等しい位置を、その信念を有する者の生活のなかで占めているある誠実にして深い意味をもつ信念である。この解釈は、ある者には兵役を免除し、他の者にはそれを免除しないとすることによって相異なる宗教的信念のなかで選別しようとの意図が連邦議会

良心的兵役拒否における良心の問題

にあったとされることを避けるものとなる。またそれは宗教上の主義 tenets に基づく兵役拒否者たちに対しては等しい扱いをするという十分に確立された連邦議会の政策と一致している」(傍点は引用者)。

本件の各当事者の用いた表現は相互に他者の用いたものとは異なるとしても、裁判所の見解によれば、その法律上の判断基準は「適用に関しては単純であり、「それは本質的には客観的なものである」。すなわち、「要求される信念が、兵役免除の資格を与えられることが明白な者の生活のなかで神に対する正統派的信仰が占めていると同様の位置をその兵役拒否者の生活のなかで占めているか、ということである」。

このような判断に基づいて、三当事者は、その平和主義が「宗教的な修養と信念」に基づくものであるとされたのである。

連邦最高裁判所は、スィーガーの立場を要約し、次のように述べている。

「彼に兵役拒否を促した信念は、伝統的な神信仰が彼の友なるキューカー教徒の生活のなかで占めていると同じ位置を、彼の生活のなかで占めていることが明らかであると思われる」。

また、裁判所は次のように簡潔にこの事件に関する見解を結んでいる。

「ピーターが、人を助けてその生活を秩序あるものにする事実上明白なある力、すなわち『至高の表象』the supreme expression を認めていたということが想起されよう。彼がそれを至高の存在 a Supreme Being に対する信仰と呼ぶかどうかに関して、彼は『諸君はそれを至高の存在に対する信仰とも神に対する信仰とも称することができよう。いずれにせよそれらの名称はたまたま私の用いている言葉ではないというにすぎない』と答えた。宗教的信念に基づく確信を有するかどうかの判断基準に従えば、徴兵委員会がピーターに兵役の免除を認めることになろうことがここに確定されていると考える⁽⁶⁾」。

2 スィーガー判決の特徴——倫理的確信による兵役拒否の消極的容認

(1) この事件において、連邦最高裁判所が直面した問題は、直接的には宗教に関する事実問題を含む議会制定法上の兵役免除規定の解釈問題であるが、その法律解釈が信教の自由を保障する改正第1条の要求に従ってなされねばなら

第 2 号

なかったという意味において実質的には憲法問題であったとも言えよう。すなわち、その平和主義が宗教的信念に基づいている良心的兵役拒否者に兵役免除を認めるさい、兵役免除規定中に「至高存在」条項 Supreme Being Clause を付け加えることによって、連邦議会は、明らかに改正第 1 条の文言の要求（政教分離の原則は政府がある宗教を他の宗教より優遇することを禁止し、宗教活動自由条項は宗教上の諸自由の保護がいかなる特定の宗教にも限定されてはならないことを要求する）に従おうとの意図をもってたと解されるのであり、連邦最高裁判所もまた、本件に関して、同様の意味において改正第 1 条に従って兵役免除規定を解釈・適用しようとしていると言うことができる⁽⁹⁾。

スィーガー判決にさいしてダグラス判事 W. O. Douglas は次のように憲法上の結論を導き、賛成意見をのべている。

「もし私がその法律について連邦最高裁判所とは違った読みかたをすれば、おそらく困難に直面することになるであろう。というのはそのばあい、人が、ある種の信仰をいっていて、それとは別の信仰をいっていないかったということで処罰されることになるだろうからである。シェルバート対ヴェルナー事件⁽¹⁰⁾において我々が判断を下したように、こうした差別は、改正第 1 条の宗教活動自由条項に違反するものとなろう。それはまた、ある宗教を他の宗教より優遇することによって諸宗教の平等保護の原則を否定することになるであろう」。

裁判所は、法律の「宗教的信念」を伝統的な人格神信仰のワク内で、したがって「至高の存在」を「神」と解釈し、適用すれば、伝統的な人格神信仰に基づく信念ではないにしろ、なんらかの宗教性を帯びた信念を持っていると確信する兵役拒否者から、宗教信仰相互間の差別であるとして政教分離の原則に違反するものとの非難をあびることになろう。

そして、この法律とその解釈、適用とが違憲だとの非難を避けようとするれば、広い宗教観、広い神観を法律解釈の基礎とせざるをえなかったといえよう。のみならず、本判決は、宗教的信念に基づく確信を有するかどうかの判断

良心的兵役拒否における良心の問題

基準を抽象化し、公式的に規定することによって、深い倫理的確信を正統派宗教的な確信と同格に扱いうる余地をつくっている。正統派の一神教の神、いわゆる人格神を信じていなくても、兵役拒否の伝統をもつクェーカー教徒らにみられるような宗教的信念と同質的な信念をもつと認められた兵役拒否者には兵役が免除されうる、としている。これは、深い倫理的確信を有する者であれば、明白な無神論者でないかぎり、その兵役拒否が容認されることを判示しているものと解されよう。

しかしながらまた、それは、倫理的・道徳的な信念も「宗教的」な信念でありうるとの考えにたつてのことである。すなわち、「至高の存在」条項の解釈において、伝統的、正統派的な「神」ないし「宗教」の概念を拡張し、かなりあいまいなものにまで広げてしまったとはいえ、なお依然として当該裁判所は、上述のような意味においてはあれ、良心的兵役拒否の理由として「宗教的」な信念に基づく確信を要求するという旧来のたてまえをとにかく維持しようとしていることに注意しなくてはならない。

(2) このこととの関連で指摘されねばならないのは、信教の自由を保障する改正第1条が、特定宗教を国家が優遇することを禁止するとの原則のほかに、宗教一般を（いかなる宗教であれ、かつ諸宗教間に平等にであれ）優遇することを禁止するとの原則をも含むものであるということである。

ところが、「宗教的」信念を理由とする良心的兵役拒否者に、一定要件の下に兵役免除を認めている1917年の徴兵法上の兵役免除規定は、連邦最高裁判所によって、違憲ではないとされている⁶⁸。そしてさらに、1948年の一般軍事教練兵役法の兵役免除条項が、単なる個人的な道徳律や哲学的、政治的、社会学的な根拠を良心的兵役拒否の理由としては認めないとしていることは、コンヴェイツによれば、兵役免除を「宗教的」信念を有する者に制限するという連邦議会の意図を強調するものとなっている⁶⁹。

当該法制の下で、連邦議会は、次の二種類の人々には兵役の免除を認めていない。(1)「本質的に政治的・社会学的もしくは哲学的な見解」に基づいて戦争に反対する者と、(2)その立場が「単なる個人的な道徳律」に基礎を置いている

平和主義者とである。

コンヴィッツによれば、第一の点に関して連邦最高裁判所の言わんとするところは、人が戦争に関して政治的・社会学的もしくは哲学的あるいは経済的な判断を行なうとして、その判断が宗教的信念と断絶されたものであり、あるいはその判断に関しては宗教的信念の存在が認められないばあい、彼は「宗教的信念」という法律上の根拠に基づいて兵役免除を要求しえない、ということのようである⁶³。

また第二点に関して、連邦最高裁は、各当事者の平和主義が宗教的信念に基づくものであるとしているにすぎない。連邦議会の課した唯一の要求は、その信念が「至高の存在」とかかわりをもつことが必要だということである。もしその信念がそうしたものであるならば、それは法的な判断基準を満足させるものであり、もしそうであればそれは「単なる個人の道徳律」に基づく信念ではないのである。連邦議会は「単なる個人の道徳律」を認めなかったが、その規律 code もしくは信念が「至高の存在」にかかわりを持つものでありさえすれば単なる個人的な道徳的規律であっても容認する、としたものと解される⁶⁴。

連邦最高裁判所は、その解釈論のなかで、宗教的信念と政治的、社会学的もしくは哲学的判断等との間にこのような区別を行なおうとしているが、コンヴィッツによれば、このばあい、裁判所は、改正第 1 条が政治的な、その他種々の判断または確信には与えていない特殊な地位を宗教的信念に与えている、との憲法上の確固たる根拠に立っている⁶⁵、とも考えられよう。

本件 3 名の兵役拒否者は、いずれも自分の立場が宗教的信念に基礎をおくものである、と陳述しているため、裁判所は「宗教的信念」すなわち「至高の存在との関係を有する信念」という文言を広く解釈し適用することによって、めんどろな憲法問題を避けることができたのである。しかし、次のウェルシュ事件では、ウェルシュが、彼自身「至高の存在」を認めていない、として「宗教的」信念を兵役免除要件としている法律の違憲性（宗教を優遇する——宗教的信念を非宗教的確信に優位せしめる——ことを禁じる改正第 1 条の政教分離の原則違反）を主張したのである。

良心的兵役拒否における良心の問題

- 1 *United States v. Seeger*, 380 U.S.163 : 1965. これは、きわめて注目された判決である。以下、判例の引用にさいし注は省略した。
- 2 M.R.Konvitz, *Religious Liberty and Conscience* (1968), p.92.
- 3 *Davis v. Beason*, 133 U.S. 333 : 1890.
- 4 *United States v. Macintosh*, 283 U.S. 605.
- 5 M.R.Konvitz, *Op. Cit.*, pp.95~96.
- 6 スィーガー判決の要旨と争点の整理にさいし, M. R.Konvitz, *Religious Liberty and Conscience*, pp.88~98. M. R.Konvitz, *Bill of Rights Reader*, pp. 187~199 等を参照した。
- 7 M. R. Konvitz, *Religious Liberty and Conscience*, p.97.
- 8 *Ibid.*, pp.97~98.
- 9 *Sherbert v. Verner*, 374 U.S. 398 : 1963.
- 10 *Arver v. United States*, 245 U.S. 366 : 1918.
- 11 M. R. Konvitz, *Op. Cit.*, p.97.
- 12 *Ibid.*, p.91.
- 13 *Ibid.*, p.92.
- 14 *Ibid.*, p.91.

3 ウェルシュ判決における「宗教的」要件の解釈

1 ウェルシュ判決の争点——無神論者は兵役を免除されうるか

(1) この事件¹⁾は、スィーガー事件に多くの類似点をもち、スィーガー判決を先例として尊重しつつ判決された。5対3の判決であったが、多数派5名の判事の判決理由が一致せず、したがって代表意見とされるものがなく、多数派の有力意見とされるブラック判事 H. L. Black の見解を通じてこの事件の争点を検討してみよう。

スィーガー、ウェルシュの両者ともに、宗教的家庭環境に育ち、幼時には反戦的教義をもたない教派の教会に出席していた。しかし青年時代までこの宗教的拘束を受け続けはしなかったし、徴兵登録の必要が生じたころも、どの宗教団体にも属さず、いかなる教派の教えにも固執していた事実はなかった。

徴兵登録のさいには、彼ら両者の反戦・平和についての信念はまだ熟していなかったが、地方徴兵委員会に良心的兵役拒否者として軍務免除を認めてほしい

と申請した。

この申請のさいの公式の文書には「私は自己の宗教的修養と信念とに基づいて、いかなるかたちにおいても戦争に参加することを拒否する」との文言があったが、スィーガーは「修養と」《training and》という語を線で抹消し、「宗教的」《religious》という語に引用符号を付けてはじめてその文書に署名することができた。これに対し、ウェルシュは「宗教的修養と」《religious training and》という語を線で抹消してはじめて署名しえたのであった。

両者いずれも、自分が「至高の存在」を信ずる者であるとの明確な肯定もできなかつたし、またそれを否定することもできなかつた。ただ両者は、人間が殺される戦争に参加することには深い良心的なためらいをもっている、とし、そして戦争における殺人は悪であり、非倫理的であり、不道徳であると堅く信じ、自己の良心がそうした悪しき行為に自分がかかわりをもつことをゆるさない、とする者であった。

ふたりとも、軍隊で勤務するより、むしろ監獄に行くことを選ぶと主張し、良心的兵役拒否者としての確信の深さと誠実さとは何の問題もなかつた。

(2) 問題となったのは、彼らの信念における宗教性である。スィーガーのばあいには、「至高の存在との関係を有する信念」に基づく兵役拒否かどうか、ウェルシュのばあいには、その信条、意見、確信に宗教的基盤が見出されうるか、が問題とされた。

スィーガーが兵役免除の申請のさい、「宗教的」という語に引用符号を付したにすぎなかつたのに対し、ウェルシュは、「宗教的」という語を線で完全に抹消し、しかも自分の信念が歴史と社会学との領域の読書によって形成されたものである、との特徴を記入した。

連邦上訴裁判所は、この点をとらえて、ウェルシュは、その反戦の理由が宗教的信念にはないことを自認しているのだ、と認定した。

しかしながら、ブラック判事によれば、徴兵登録者が自己の信念を宗教的なものとして特徴づけることが非常に重要な意味を持つ、とのスィーガー判決における本裁判所の指摘は、徴兵登録者が、自分の見解は非宗教的なものであ

良心的兵役拒否における良心の問題

る、と言明したということから直ちに彼の見解がその言明どおりに非宗教的なものと認められるということの意味するものは疑問であり、このようなばあい、自己の言明に従って彼の見解が非宗教的なものと認められるべきだということの意味しているのではない。また逆に、徴兵登録者が、自分の反戦が宗教的なものだとして述べても、ただそれだけで彼の反戦・平和の信念が宗教的なものだとして認められるのではなく、その信念が彼の生活のなかでどのような役割を果たしているか、が問題なのである。当該兵役法の「宗教的」という言葉が広い意味をもっていることに気づいている徴兵登録者はきわめて少ない。ゆえに、自分の信念が非宗教的なものであるとする徴兵登録者の陳述は、兵役免除を認めるかどうかについての判断基準とされるにはきわめて信頼性に乏しい。

政府側は、ウェルシュの見解が、スィーガーのそれとは異なって、「本質的に政治的、社会学的、もしくは哲学的な見解、あるいは単なる個人的な道徳律」である、とする。たしかに、ウェルシュの戦争に対する良心的な反対は、部分的には国際政治に関する彼の考え方に基礎を置くものではあろう。彼は、徴兵委員会への書簡のなかで、「軍事機構が、人的資源と物的資源とを浪費するものであり、またそれは、人間の要求と目的とに対する無視の態度を養育するものとなる、と考えます。すなわち、我々が自らの生活様式を守ろうとして用いる手段がその生活様式そのものを著しく変えてしまうことがある、と私は考えます。世界の政治的、社会的、経済的な現実を、我々が認識しえないばあいには、一国民としての我々自身の責任を果たすことはできないのです」。

ブラック判事の見解によれば、「本質的に政治的、社会学的もしくは哲学的な見解、あるいは単なる個人的な道徳律」を持っているにすぎない者には兵役を免除しないとの条項は、わが国の内外の問題に関して強い信念をいっている者に、あるいは、そのあらゆる戦争への参加拒否がかなりの程度に国の政策に関する考察に基づいているような者には兵役が免除されない、と読まれるべきであるとは考えない。明らかに兵役免除が認められない者は、その信念を深くいっていない者と、その戦争に対する反対が、道徳的、倫理的なもしくは宗教的な原理に基づいているとは全く認められずして、ただ単に政策の考

察、プラグマティズム、あるいはご都合主義 expediency に基づくにすぎない者とである⁽⁹⁾。

2 ウェルシュ判決の特徴——倫理的確信による兵役拒否の積極的容認

(1) この判決では、要するに、深くいだかれた道徳的、倫理的な、もしくは宗教的な信念によってその良心が促されているため、もし自分が戦争遂行の一手段となるのを許すようなことになれば、その良心が人にいかなる安らぎをも与えないであろうようなすべての者に兵役を免除する、との見解が示されている。

戦争に対し良心的なためらいをもつ者が兵役を免除されるためには、必ずしも宗教的信念を兵役拒否の動機とする必要がなく、純粹に道徳的、倫理的な理由から兵役を拒否する者であってもよい、と解しているとみられる。

ウェルシュはこの裁判で、関係法の「宗教的な修養と信念」という兵役免除要件が改正第1条の、政府による国教定立禁止条項に違反するものであるとの決定を行なうよう連邦最高裁判所に要求した。そして自分は「至高の存在」 a Supreme Being を信じてはいないのであって、自分の反戦平和主義は社会学的、経済的、歴史的、哲学的な考察によるものであるとのべている。これに対し、ブラック判事は、「もし個人が、その源泉と内容とにおいて純粹に倫理的もしくは道徳的な信念であって、いついかなる戦争にも参加しないとの良心的義務を彼に課するような信念を、深くかつ誠実にいただくならば、このような信念は、たしかに伝統的な宗教者の内面において神によって占められているのと同しい位置を、その者の生活のなかで占めていると認められるのである」とし、したがってウェルシュの信念も「宗教的信念」と等しい価値を有するものであるとして、「宗教的な修養と信念」を兵役免除の要件と定めた法律の合憲性の問題にはふれなかった。

たとえ自分が無神論者であると主張する者であろうと、あらゆる戦争への参加を良心的に拒否せざるをえないような、純粹に倫理的、道徳的な信念を深く誠実にいただいているならば、彼は良心的兵役拒否者として兵役を免除される、との解釈が示されたものと解される。

良心的兵役拒否における良心の問題

(2) このような判決は、ある反対意見によれば、「宗教的な修養と信念」を理由として戦争に反対する者に兵役を免除すると規定している兵役法の解釈としては、ゆがめられたものというほかはない、とされる。また、多数派のハーラン判事 J. M. Harlan は、ウェルシュを良心的兵役拒否者と認めることに異存はないが、兵役を免除されるには神を信じなければならぬとの要求を選抜徴兵法の文言から読みとることをしな^いとすれば、それは裁判上の目ざましい離れわざの外科手術だ、としてブラック判事の見解には賛成しなかった。そして宗教信者にのみ特権を与えることは違憲であるとの宣言がなされるべきだ、とのべている。

政府側の訴訟代理人がのべているように、たしかに本判決は、ある点では、スィーガー判決の解釈よりは拡張された解釈を示しているとみられる。

スィーガー判決では、明瞭な無神論者でないかぎり、ウェルシュ判決では、たとえ無神論者と自認する者であろうとも、正統派的な宗教的信念と同質的なものと認められる深い誠実な倫理的信念を有するならば、そうした兵役拒否者に兵役が免除される、としていると解される。

スィーガー判決では、伝統的な一神教の人格神を信ずる者でなくてもよいとしながらも、道徳的な信念も「宗教的」な信念と同質と認められうる、とした。これに対しウェルシュ判決では、「宗教的」な信念のほか倫理的、道徳的信念もまた兵役拒否の理由となりうる、とした。

すなわち、本判決では、深い倫理的、道徳的信念と正統派的な宗教的信念とは、精神生活において果たす役割という点では、同質的と認められうるし、そうであるならば両者は同格である、と認め、必ずしも宗教的信念によるものでなくてもよいとしている。そして、ブラック判事によれば、たとえその動機が、ウェルシュの自認するように、「社会学的、経済学的、歴史的、哲学的な」考察に部分的には起因しているような反戦平和主義的信念の持主であろうと、単に「政策の考察、プラグマティズム、ご都合主義 expediency」に基づくにすぎないのではなくして、その信念を「深く」^{プリンシプル} いただいて、その戦争に対する反対が「倫理的、道徳的もしくは宗教的な原理」に基づいていると認め

られるならば、兵役が免除されるのである⁽⁹⁾。

- 1 *Welsh v. United States*, 398 U.S. 333 : 1970. スィーガー判決と同様にきわめて注目された判決である。以下、当該判例の引用にさいし、注は省略した。
- 2 ウェルシュ判決の争点の整理にさいしては、H. J. Abraham, *Freedom and the Court* (1972), pp.218~220等を参照した。
- 3 ウェルシュ判決は、西ドイツの法制並びに判例（兵役拒否は、それが真剣な倫理的理由による良心的決定に基づくものでなくてはならないが、「宗教的」であることをとくに要求していない）とほぼ同じ立場に立っていると思われる。判例については、*BVerfGE v.20.12.1960 (1BvL 21/60)*, JZ 1961, s.491ff 参照。

む す び——兵役拒否ケースにおける良心の自由

(1) スィーガー、ウェルシュ両判決ともに、伝統的な宗教的信念をメルクマールとし、たてまゑとしてであれなおも兵役拒否の理由が「宗教的」であることを要求しながらも、倫理的確信による兵役拒否を容認し、特にウェルシュ判決では、信念の宗教性、非宗教性よりも、戦争参加を強制される者の良心的苦悩そのものが問題とされている。

しかしここで問題となるのは、いずれにせよ、兵役免除ないし兵役拒否の容認が憲法保障としての意味をもつかどうかということである。

スィーガー、ウェルシュ両判決のいずれにおいても、連邦最高裁は、兵役免除要件として兵役法に規定されている「宗教的」信念の定義条項の合憲性の審査を求められたにもかかわらず、その必要を認めないとした。

もしもこれを合憲とすれば、兵役免除制度が憲法により積極的支持を受けるものとすることになるから、一方では、「宗教的」信念を兵役免除要件としている兵役法と、宗教信仰を非宗教的確信に優位せしめることを禁止する改正第1条の政教分離の原則との矛盾が露呈する⁽¹⁾。他方では、良心的兵役拒否者がその立場を直接に憲法に基づいて主張しうることになり、兵役義務拒否権——もしくはその根拠としての宗教的自由ないし良心の自由——が国家の戦争権限より優位するものと認められることになる。

良心的兵役拒否における良心の問題

かくして、連邦最高裁は、宗教的要件を定める兵役法上の文言の解釈操作のみによって事件を処理しようとし、議会制定法の合憲性の審査を回避したのであるが、このことは、兵役拒否の容認が、憲法保障としての意味をもつものでなく、立法政策上の配慮、譲歩ないし恩恵にすぎないことを示すものである⁽³⁾。

(2) 前記両判決ではまた、違憲の判断を下すこともなかったのであるが、兵役免除要件として信念の宗教性を要求する法律を違憲としないかぎり、宗教的信念を非宗教的確信に優位せしめる法制が政教分離原則に反するとの非難を免れえないにもかかわらず、違憲としなかったのは、倫理・道徳的確信も伝統的、正統派的な宗教的信念と同質、同格と認めつつも、憲法が宗教的信念に倫理的確信よりも高い地位を与えているとの確信を有していた⁽⁴⁾からであろうか。それとも別の理由からであろうか。

この点については次のような指摘がなされよう。第一に、合衆国の兵役免除法制の成立と発展とに大きな影響を与えてきたクェーカー、メノナイト、ブレズレン等、歴史的平和主義教会の教会員の思想と行動とが法解釈に重大な影響を与えている⁽⁴⁾、ということである。この制度はすぐれて「宗教的」な良心によってかちとられたものといえるからである。第二に、欧米のキリスト教的、宗教的良心に基づく抵抗の歴史という背景——これは改正第1条の思想的背景でもある——の下で、国家的義務と良心的義務の衝突のばあい、国家も譲歩せざるをえない価値のうらづけないし担保として、信念に「宗教性」が要求されるということである⁽⁵⁾。第三に、国家の論理が良心的主張に宗教的根拠を要求するということである。自衛もしくは正当防衛の名の下に戦争を遂行する可能性が残るかぎり、国家は個々特定の戦争への参加の可否を国民個個人の自由な決定にゆだねることを一般的法的な形で容認することはしないであろう。たとえ真に「宗教的」信念によるものであっても特定の戦争への参加拒否であるばあい、その反対は個々の戦争政策ないし政府決定に対するもので、戦争そのものへの原理的反対でないがゆえに、換言すればクェーカーらのようなすべての戦争への参加を拒否する原則的、一般的なものでないがゆえに、その理由

とされる信念は宗教的でない⁽⁶⁾とされる。

(3) 合衆国においては、「宗教的」良心は改正第 1 条によって保護されるが、「非宗教的」良心はその保護を受けない、とされる⁽⁷⁾。M. R. コンヴィッツによれば、ニュールンベルグ裁判で打ち出された原則⁽⁸⁾、世界人権宣言⁽⁹⁾、及び第二ヴァティカン公会議の採択した「現代世界における教会の司牧憲章⁽¹⁰⁾」*The Pastoral Constitution on the Church in the Modern World* (1965) 等は、宗教とのかかわりを持たないものを含めて人間の良心そのものを問題とし、あるいはその保護を要請しているのであって、合衆国憲法改正第 1 条の解釈にさいしても、同条項が明文で保障している諸権利をより十分に保護するために要請される、同条項の明文にない保障領域の中に良心の自由の保障が確立されねばならない、ということである⁽¹¹⁾。

たしかに、良心の自由の保障は、多くの国々の憲法にみられ、世界的ひろがりを示しているが、良心的兵役拒否ケースにおける良心の自由の問題は、国家の戦争権限の行使と直接のかかわりをもたないような良心の自由の問題領域の中で考察されても問題の核心に触れることができないといった特殊性を示す、きびしい現実性を含むものである、といえよう⁽¹²⁾。

1 これがウェルシュ事件の争点となるべきものであったが、判決ではこの問題は回避された。

2 このことを明確に判示している判例は、*United States v. Macintosh*, 283 U.S. 605: 1931; *Dickinson v. United States*, 346 U.S. 389: 1953. 学説としては、R. E. Cushman, *Civil Liberties of a Free People* (1956), p. 94; M. R. Konvitz, *Fundamental Liberties of a Free People* (1962), p. 46.

3 M. R. Konvitz, *Religious Liberty and Conscience* (1968), p. 91.

4 連邦最高裁が、兵役拒否事件でキューカーに言及している例としては、*United States v. Schwimmer*, 279 U.S. 644: 1929 におけるホームズ判事の反対意見、及び *United States v. Seeger*, 380 U.S. 163: 1965 におけるクラーク判事の代表意見等がある。

5 *United States v. Macintosh*, 283 U.S. 605: 1931 におけるヒューズ判事の反対意見を参照。

6 国家は、戦争権限の下では、宗教や道徳の内容までも公権的に決定しようとするものである。なお、この点については、滝沢信彦、良心的理由による兵役拒否(清水望

良心的兵役拒否における良心の問題

編『比較憲法講義』，青林書院新社）74頁以下参照。

- 7 M. R. Konvitz, *Op. Cit.*, p.104.
- 8 *Ibid.*, pp.99~100. そこでは人間の良心が問題とされている。
- 9 *Ibid.*, pp.100~101. 世界人権宣言，第1条，第18条参照。
- 10 *Ibid.*, pp.101~103.
- 11 *Ibid.*, pp.104~106.
- 12 西ドイツでは，憲法（ボン基本法）で良心的兵役拒否を認めている（4条3項）が，この良心的兵役拒否権は，判例，通説では，良心の自由の原則規定（4条1項）に直接由来するものとは認められず，兵役義務という一般的国民義務との関係では，例外権とされているように解される。